

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 公表日

令和4年4月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務						
②事務の内容	<p><b>【事務全体の概要】</b>            令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経運第423号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)            新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。(給付の対象となる世帯)</p> <p>1 住民税非課税世帯            基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯            申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。</p> <p>※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</b>            令和3年1月2日から基準日までに本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。            令和3年1月1日及び基準日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>&lt;中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容&gt;            ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件)            ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</p>						
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								
システム2～5									

システム2									
①システムの名称	システム連携基盤								
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名管理機能  既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>2 符号要求機能  個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>3 情報提供機能  各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>4 情報照会機能  中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>5 既存システム連携機能  各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能  システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ○ ] その他 ( 中間サーバー	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム								
[ ○ ] その他 ( 中間サーバー	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1の100の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li> <li>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の121の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>なし</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	臨時特別給付金担当課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)に本市に転入してきた者 令和3年1月1日及び基準日(令和3年12月10日)に本市に住民登録がある住民登録外課税者
その必要性	当該給付の対象者は、基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、令和3年1月1日時点で他市町村に住民登録をされていた者については、転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。また、令和3年1月1日時点で本市に住民登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ ] 個人番号 [ ○ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)  [ ○ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報  [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報  [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報  [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】  ・個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)  他機関の情報照会を行うために必要となる。</p> <p>【連絡先等情報】  ・4情報  情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。</p> <p>・その他住民票関係情報  令和3年1月2日から基準日までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。</p> <p>【業務関係情報】  ・地方税関係情報  本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定するにあたり所得の状況を把握する必要がある。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日	令和4年2月	
⑥事務担当部署	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各地方自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第1 第100の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 財政局税務部市民税管理課 各区役所区民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	住民票関係情報、地方税関係情報をもとに、当該給付の対象者である住民税非課税世帯かを判定し、確認書を送付する。 送付された申請書について、適宜、住民票関係情報、地方税関係情報をもとに審査する。	
	情報の突合	・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、個人番号対応符号と団体内統合宛名で突合する。 ・世帯情報等と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより給付の支給要否等を決定する。
⑥使用開始日	令和4年2月7日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ( ) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	





## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 1 臨時特別給付金担当事務室における措置

- ・紙媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する。
- ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

### 2 システム連携基盤における措置

システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。

### 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【連絡先等情報】**

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・宛名コード
- ・住民区分
- ・世帯主氏名
- ・続柄
- ・消除年月日
- ・市民となった年月日
- ・転入前住所
- ・外国人国籍
- ・外国人通称名
- ・外国人在留期間
- ・外国人住民となった日

**【業務関係情報】**

- ・地方税関係情報

管理番号 8-107の事務手続

個人住民税に係る課税年度、総所得金額等(令和4年6月のデータ標準レイアウト改版まで)、合計所得金額、扶養控除情報(一般、特定、老人)、16歳未満扶養者数、市町村民税\_\_住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税\_\_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税\_\_寄附金税額控除額、市町村民税\_\_寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町村民税所得割額、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・連絡先等情報を入手する際は、住民票所管課から給付に必要な情報のみを入手する。 ・住民税情報を入手する際は、給付対象者の判定に必要な情報のみを受理している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、IDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;            ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(*2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (*2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (*3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;            ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<システム連携基盤における措置>  
 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。  
 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。  
 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<中間サーバーの運用における措置>  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	・別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	・別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【内部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <p>【外部監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	



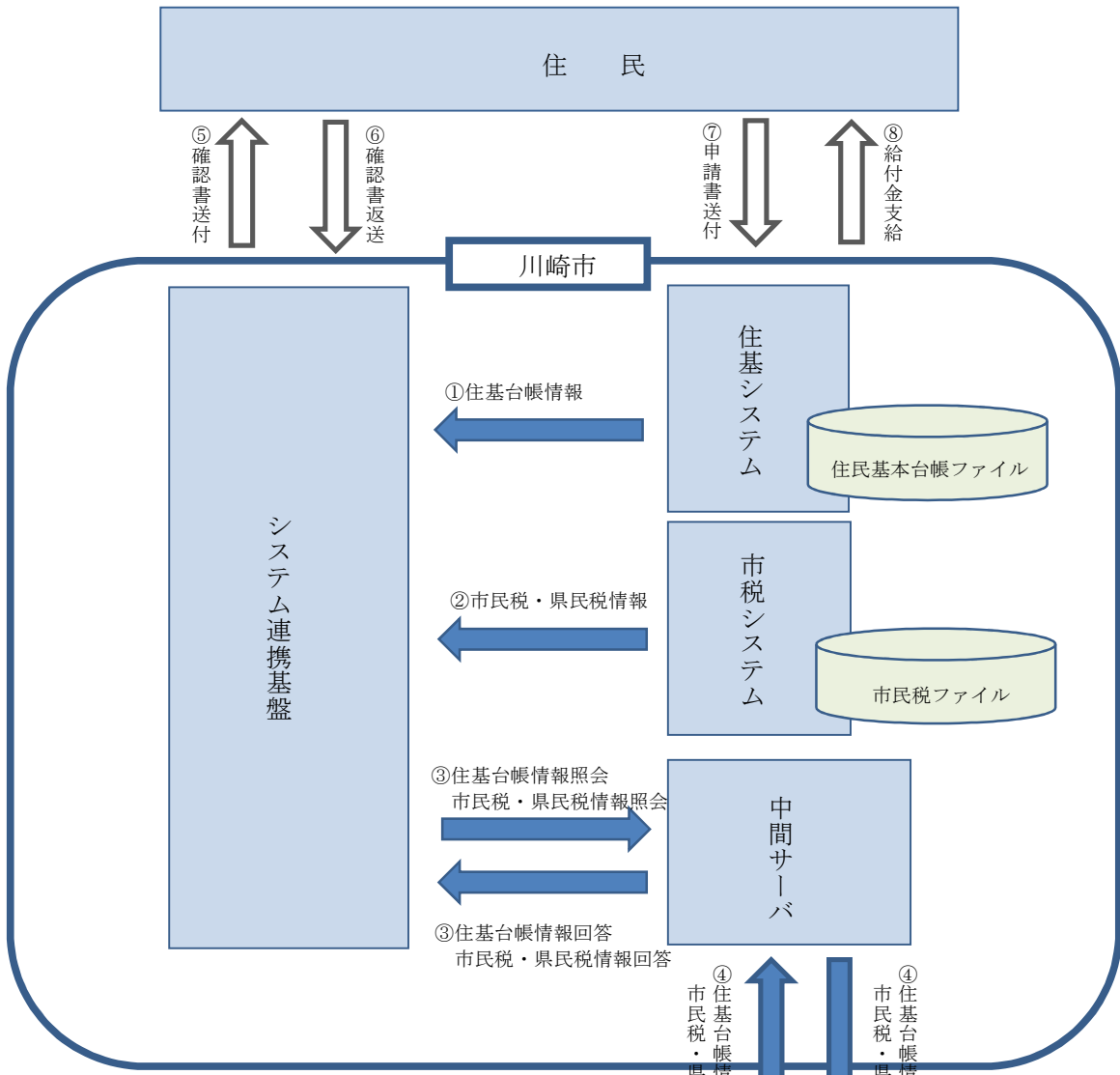
## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1437
②対応方法	—

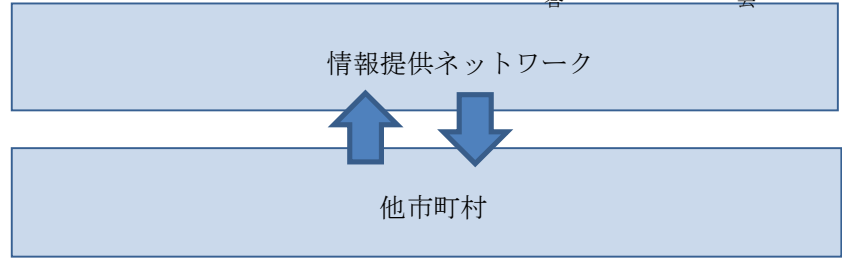
## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

事務の内容



特定個人情報の流れ → (thick blue arrow)  
特定個人情報以外の流れ → (thin blue arrow)



④ 住基台帳情報照会 (厚 blue arrow)  
市民税・県民税情報照会 (thin blue arrow)  
④ 住基台帳情報回答 (薄 blue arrow)  
市民税・県民税情報回答 (厚 blue arrow)

## 個人情報に関する重大事故について

### 事案1 税の委託業務における無許諾での再委託

#### 【事案の内容】

##### ①発生（発覚）時期

平成30年12月13日

※委託期間は平成29年12月18日～平成30年3月31日

##### ②事案の概要

平成29年度に市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明した。

##### ③原因

委託先の作為による報告詐称によるもの。また、市として実地の監査・調査を実施していないなど、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が不十分であったことにより、発覚の遅れにつながった。

##### ④影響

39万5,788件分の個人情報が第三者（再委託先事業者）に漏えいした。

そのうち、マイナンバーが記載されているものは約35万件と推計される。

（漏えい等した情報の内容）

- ・給報（総括表）：給与支払者の法人番号、名称、所在地、受給者人数など
- ・給報（個人別明細書）：従業員の方の住所、氏名、生年月日、個人番号、給与収入額、所得控除の内訳など

なお、再委託先事業者から外部への漏えいは確認されなかった。

##### ⑤事故発生（発覚）時の対応

- ・平成30年12月13日 委託先事業者が来庁し、事案について報告
- ・平成30年12月19日 議会報告及び報道発表

#### 【再発防止策の内容】

特定個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、従来からの手続に加え、契約締結時に再委託の予定が無い旨を書面で提出させるように改めたほか、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか、作業場所の実地による調査や従業者に対する監督・教育の状況確認を行うこととした。

受託業者に対しては、法令違反及び契約違反が行われたことや、専門機関による調査結果等を踏まえ、令和元年9月30日付けで競争入札参加資格の指名停止措置を行った。

## 事案2 乳幼児健康診査受診票等の誤廃棄

### 【事案の内容】

#### ①発生（発覚）時期

発生日不明（平成28年1月から令和2年6月までの間）。令和2年6月8日に所在不明の事実が判明。

#### ②事案の概要

中原区役所地域支援課において、乳幼児健康診査の受診票（平成27年4月～12月 中原区内医療機関実施分）と、妊婦健康診査の費用補助券（平成27年5月～8月、10月、12月、中原区内医療機関請求分）を文書保存期間中にもかかわらず廃棄していた。

#### ③原因

- ・公文書分類表に記載されているにもかかわらず、簿冊登録をせず、また保存箱への廃棄年度記載を複数人で確認していなかったこと、また、適正な手続きに則った廃棄処理を行っていなかったこと。

#### ④影響

誤廃棄した文書の件数等（推定値）

- ・乳幼児健康診査受診票：紛失した期間の対象者数 7,975 件のうち、中原区在住者分
- ・妊婦健康診査費用補助券：紛失した期間の対象者数 18,478 件

#### ⑤事故発生時の対応

- ・令和2年6月8日 受診票等が所在不明であることが判明
- ・令和2年6月8日～6月12日 受診票等の搜索、事実関係の調査及び確認
- ・令和2年6月15日 誤廃棄についての報道発表

### 【再発防止策の内容】

健康診査受診票をはじめとする個人情報に記載されている文書等については、簿冊登録をはじめとする適正な文書管理を行うとともに、文書の廃棄に際しては、文書内容を複数人で確認するなど、細心の注意を払って適切に処理するよう対応する。

